

2012年6月22日

自動車リサイクル法に基づく2011年度再資源化等の実績について

いすゞ自動車株式会社(社長：細井 行、以下いすゞ)は、自動車リサイクル法(正式名称「使用済自動車の再資源化等に関する法律」)に基づき、指定3品目(ASR※1、エアバッグ類、フロン類)の再資源化等の業務を実施しており、この度、2011年度(2011年4月～2012年3月)の実施状況等を公表した。

指定3品目のうち、ASRについては、ART(※2)に加盟して積極的にリサイクルを推進し、エアバッグ類・フロン類については、一般社団法人自動車再資源化協力機構に業務を委託している。

2011年度の再資源化率はASRで93.3%、エアバッグ類で94.2%であった。また、再資源化等に要した費用の総額は1億9,920万円、資金管理人から払渡しを受けた預託金の総額は1億7,541万円となった。

いすゞは今後も継続的に効率の良いリサイクルを推進し、環境・社会により一層の貢献をしていきます。

※1 ASR: Automobile Shredder Residue (自動車シュレッダーダスト)

※2 ART: Automobile Shredder Residue Recycling Promotion Team

(いすゞ、公益財団法人自動車リサイクル促進センター、
ジャガー・ランドローバー・ジャパン、スズキ、日産自動車、フォードジャパン、
富士重工業、ボルボ・カーズ・ジャパン、マツダ、三菱自動車工業、
三菱ふそうトラック・バス、メルセデス・ベンツ 日本、UDトラックスの
13法人で構成)

2011年度(2011年4月1日～2012年3月31日)の再資源化等の実績状況

(1)基準の遵守状況

品目	再資源化率	基準値
ASR	93.3% ※3	50%以上 (2010年度～2014年度)
エアバッグ類	94.2% ※4	85%以上

※3 ASR再資源化率＝

$$\frac{\left(\begin{array}{l} \text{ASRリサイクル施設} \\ \text{投入ASR重量} \end{array} - \begin{array}{l} \text{ASRリサイクル施設で} \\ \text{生じた当該ASR由来の} \\ \text{廃棄物重量} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{委託全部利用} \\ \text{ASR重量} \end{array} - \begin{array}{l} \text{委託全部利用者で生じた} \\ \text{当該使用済み自動車由来} \\ \text{の廃棄物重量} \end{array} \right)}{\begin{array}{l} \text{引取ASR重量} \\ \text{+} \\ \text{委託全部利用者引渡ASR重量} \end{array}}$$

※4 エアバッグ類再資源化率＝

$$\frac{\text{全部又は一部を再資源化したものの総重量}}{\text{引き取ったガス発生器の総重量}}$$

(2)再資源化等の状況

品目	項目	再資源化状況
ASR	ASR 引取重量	3,844.7 トン
	ASR リサイクル施設※5 への投入 ASR 重量	3,817.4 トン
	ASR リサイクル施設で生じた当該 ASR 由来の廃棄物重量※6	235.2 トン
	ASR リサイクル施設へ投入した使用済み自動車台数	17,115 台
	委託全部再資源化※7 で全部利用者に引き渡した ASR 重量	107.1 トン
	委託全部再資源化で全部利用した ASR 重量	107.1 トン
	委託全部利用者で生じた当該使用済み自動車由来の廃棄物重量※8	0.6 トン
	委託全部再資源化で全部利用者に引き渡した使用済み自動車台数	564 台
	引き取ったガス発生器の総重量	1,355.7Kg

エアバッグ類	回収個数	1,999 個
	作動個数	6,315 個
	回収台数	1,475 台
	作動台数	3,820 台
	一部回収/一部作動台数	39 台
	全部又は一部を再資源化したものの総重量	1,277.6Kg
フロン類	CFC 引取量	549.4Kg
	HFC 引取量	3,200.5Kg
	CFC 引取台数	1,297 台
	HFC 引取台数	10,486 台

- ※5 ASR リサイクル施設とは、自動車リサイクル法第 28 条で主務大臣の認定を取得した ASR 指定引取場所のうち、施行規則第 26 条に定める基準に適合した施設(「基準適合施設」)を示す。
- ※6 ASR をリサイクルすることによって生じるスラグや飛灰等のうち、販売や処理されないで施設に残ったもしくは埋め立て処分された廃棄物の総重量。
- ※7 委託全部再資源化とは、自動車リサイクル法第 31 条で主務大臣の認定を取得した、全部再資源化業務委託先(解体事業者、プレス・せん断処理業者)と委託全部利用者(電炉・転炉等)で、ASR を生じさせないで使用済み自動車を再資源化する仕組み。
- ※8 委託全部利用者で鉄鋼製品を生産する際に生じるスラグや飛灰等のうち、販売や処理されないで施設に残ったもしくは埋め立て処分された廃棄物の総重量。

(3)再資源化等に要した費用および払渡しを受けた預託金

品目	再資源化等に要した費用
ASR	¥166,758,747
エアバッグ類	¥8,760,250
フロン類	¥23,685,698
合計	¥199,204,695

品目	資金管理法人から払渡しを受けた預託金
ASR	¥137,110,147
エアバッグ類	¥10,349,521
フロン類	¥27,951,896
合計	¥175,411,564

以上